

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（令和 5 年 1 月 5 日）を熟知の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和 5 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

- 1 入 札 方 式
- 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
警備業務役務	仕様書のとおり	1件	防衛装備庁岐阜試験場	令和6年3月31日	

- 説 明 会

① 日時 なし
② 場所 なし
- 3 入 札

① 日 時 令和 5 年 3 月 3 日（金） 1 4 時 0 0 分
② 場 所 防衛装備庁岐阜試験場 会議室（庁舎 1 F）
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう「契約担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
- 4 参 加 資 格

① 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

③ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、又は「C」等級に格付けされ東海・北陸地域の競争参加資格を有する者。

④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。

⑤ ④項により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該指名停止中業者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- 5 入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 0 / 1 1 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金

① 入札保証金 免 除
② 契約保証金 免 除
- 7 入 札 の 無 効

① 4 の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。
- 8 契約書作成の必要の有無

有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等

役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
- 1 0 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を違約金として徴収する。
- 1 1 そ の 他

① 電子入 本件は、政府電子調達（GEPS）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害
札・開札 により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
システム ≪電子入札による入札書受領期間≫
の利用 公告日から令和 5 年 3 月 2 日（木）17:15 まで（行政機関の休日を除く）。
また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和 5 年 3 月 2 日（木）17:15 までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理 入札書に記載された金額の 1 1 0 / 1 0 0 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料 入札参加を希望する者は、入札日前日 1 3 : 0 0 までに下記まで連絡するとともに、防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。

⑤ 本書記載事項については岐阜試験場業務班に照会のこと。
- 〒 5 0 4 - 0 0 0 0
住 所 岐阜県各務原市那加
TEL 0 5 8 - 3 8 2 - 1 1 0 1（内線 5 5 1 3） 担 当 財津
FAX 0 5 8 - 3 8 3 - 6 1 2 8

防衛装備庁仕様書

1 / 6

品 件 名	警備業務役務	仕様書番号	
		作成年月日	令和 5 年 2 月 6 日
		作成部課名	岐阜試験場業務班

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、警備業務役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書提出時における最新版とする。

1.2.1 法令等

- (1) 警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）
- (2) 労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）
- (3) 労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）

1.2.2 関連文書

- (1) 岐阜試験場における警備員の業務に関する達（岐阜試験場達第〇号。〇〇）（以下「達」という。）
- (2) 警備員が実施する業務の細部実施要領（〇）（以下「細部実施要領」という。）
- (3) 通門証について（通知）（装官総第 1 2 7 号。27.10.1）
- (4) 防衛装備庁の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令（平成 27 年防衛装備庁訓令第 7 号）

2. 役務に関する要求

2.1 概要

本役務は、防衛装備庁岐阜試験場の文書等収受・電話対応等及び巡回警備等を行うとともに、火災予防及び災害防止に当たる業務を実施するものである。

2.2 役務の内容

契約相手方は、役務実施期間中において常時 1 名を役務実施場所に配置し、本役務の実施に当たっては、1.2 に掲げるものの他、官の各種規則・規定及び関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に次の業務を行うものとする。

2.2.1 文書等收受・電話対応等

- (1) 部隊等からの文書・電報等の收受
- (2) 郵便物、宅配便、メール便業者及び納入業者等への対応
- (3) 電話対応
- (4) 前 3 号についての詳細は、1.2.2(2)の細部実施要領による。

2.2.2 巡回警備等

- (1) 建物内及び建物外周の警備
- (2) 建物、事務室及び窓等の施錠確認
- (3) 施設の破損等不良箇所の発見・報告
- (4) 火災発見時の通報・連絡・処置・報告
- (5) 不審者等の発見時の通報・連絡・報告
- (6) 前 5 号についての詳細は、1.2.2(1)の達及び 1.2.2(2)の細部実施要領による。

2.2.3 鍵の授受

- (1) 鍵の保管・管理
- (2) 鍵の授受及び鍵受渡簿の管理
- (3) 前 2 号についての詳細は、1.2.2(2)の細部実施要領による。

2.2.4 その他

- (1) 緊急事態発生の際には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに官に通報するものとする。なお、詳細については、1.2.2(1)の達及び 1.2.2(2)の細部実施要領による。
- (2) 当直室を常に整理整頓し、清潔に保つとともに業務効率化に努めるものとする。
- (3) 外来者に対し、礼儀正しく、明朗、かつ丁寧に応接するものとする。
- (4) 平日は午後 5 時 15 分に業務班職員から業務（申し送り事項）の引継ぎを受け、翌日午前 8 時 30 分に業務班職員に業務を引き継ぐものとする。
ただし、夜間、土日祝祭日及び年末年始の期間（12月29日から1月3日）については警備員勤務者同士の引継ぎとする。
- (5) 従事者記録簿及び勤務日誌に必要事項を記入し、官に提出するものとする。
- (6) 2.2.1 項から 2.2.4 項(5)に掲げるもののほか、特に官の命じる事項

2.3 従事者の資格

本役務に従事する者は、表 1 を満たす者によるものとする。

表 1

区 分	資 格 要 件 等	資格等
警備員	常駐施設警備の運営管理に必要な知識・技能及び資格を有し、この仕様書に定める業務に支障なく従事できる者	日本国籍 正社員 警備業法法定講習 修了者

2.4 役務実施期間及び従事時間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間

2.4.1 令和 5 年 4 月 1 日

日直勤務 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

宿直勤務 午後 5 時 1 5 分～翌日午前 8 時 3 0 分

2.4.2 平日勤務

宿直勤務 午後 5 時 1 5 分～翌日午前 8 時 3 0 分

2.4.3 土日祝祭日及び年末年始の期間（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日）

日直勤務 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

宿直勤務 午後 5 時 1 5 分～翌日午前 8 時 3 0 分

2.4.4 令和 6 年 3 月 3 1 日

日直勤務 午前 8 時 3 0 分～午後 1 2 時 0 0 分

3. 検査

2.2 項について、5.1 項表 2 番号 4 及び 5 の提出書類により実施する。

4. 役務実施場所等

4.1 役務実施場所

防衛装備庁岐阜試験場（航空自衛隊岐阜基地内）

4.2 警備員業務範囲

警備員業務の対象範囲は、防衛装備庁岐阜試験場（航空自衛隊岐阜基地内）が管理する施設及び構内（敷地を含む。）とする。

5. その他の指示

5.1 提出書類

契約相手方は、表 2 の提出書類を官に提出すること。

表 2

番号	名 称	部数	提出時期	備 考
1	公安委員会認定証（写し）	1 部	契約締結後速やかに	
2	警備業法法定講習修了証（写し）	1 部	契約締結後速やかに	
3	勤務計画（予定）表（月間）	1 部	契約締結後速やかに それ以降は、前月 20 日まで	様式任意 変更した場合は、 その都度
4	従事者記録簿	1 部	検査実施前	別紙第 1
5	勤務日誌	1 部	検査実施前	別紙第 2

5.3 官側の支援

5.3.1 机、椅子等業務遂行に必要な備品

5.3.2 業務遂行に必要な機器類、消耗品等

5.3.3 業務遂行に必要な電気及び水道

5.4 契約相手方の負担

5.4.1 従事中の労務災害、事故等の負担

5.4.2 従事者の不注意等により官側に与えた損害の責任

5.4.3 従事者の制服、靴、帽子、社員証等

5.4.4 従事者の安全対策、健康管理

5.5 その他

5.5.1 契約相手方は、本役務履行にあたり知り得た内容について守秘義務を負うものとし、その効力は契約履行後も持続するものとする。

5.5.2 官が従事者の従事上、その他の理由により不相当と判断した場合、契約相手方に対し交代を命じることが出来るものとする。

5.5.3 勤務計画（予定）表を前月 20 日までに官に提出し、確認を受けるものとする。また、やむを得ない理由により、勤務者を交替する場合は任意の様式により警備員勤務当日開始前までに官に届け出るものとする。

5.5.4 契約相手方は、従事者に対し規律及び安全管理責任を負うものとする。

5.5.5 契約相手方は、官から貸与された業務に関する資料等を関係者以外の者に貸与複写又は閲覧させてはならない。また、本役務終了後は、複製した物を含め速やかに官に返却するものとする。なお、この効力は本役務終了後も継続するものとする。

5.5.6 この仕様書について疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

従事者記録簿

令和 年 月分

[illegible]

※ 従事時間終了後、速やかに業務班に提出すること。

勤務日誌

令和 年 月 日 (曜日) 天 候

区 分	氏 名	勤 務 時 間
警 備 員		: ~ :
		: ~ :
		: ~ :
		: ~ :
		: ~ :
		: ~ :
記 事 欄		
巡 回 時 の 状 況 (施設の破損等)		
電 報 、 郵 便 物 の 接 受		
深 夜 勤 務 者		
休 日 の 来 庁 者	出 勤 者	名
	そ の 他	名
特 記 事 項 (外部からの連絡事項等含む。)		
申 し 送 り		

※ 従事時間終了後、速やかに業務班に提出すること。